札 障 第 1 号 平成 24 年 (2012 年) 4 月 2 日

短期入所事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉課 自立支援担当課長 高橋 みゆき

重度障害者支援加算の対象者要件拡大に伴う留意事項について

平素より、本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、本年4月の障害福祉サービスに係る報酬改定に伴い、福祉型短期入所事業所において、重度の障がいのある方に対してサービス提供を行った場合に算定することができる「重度障害者支援加算」の対象者要件が緩和されます。

本市においては、現在、加算の認定事務を進めているところですが、報酬に係る告示が 遅延していることから、一部の利用者については、4月1日までに加算対象者である旨記 載した受給者証が手元に届いていない可能性があります。

つきましては、各事業所において4月分の請求を行うにあたり、念のため、当該加算の 認定がなされていないか、再度、利用者にご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容について

強度の行動障がいを有する18歳以上の利用者に対する加算認定に当たり、行動関連項目による評価を行動援護の対象者と同様に「15点以上」から「8点」以上に緩和する。

2 加算請求時の留意事項

サービス提供時に、受給者証に加算の対象者である旨の記載がない場合でも、請求時には、加算対象者である旨の記載がされた受給者証(短期入所の「支給量等」欄に「重度支援(注10)」と記載)が利用者の手元に届いている可能性があります。本年5月の請求の前に、再度、加算認定がなされていないか利用者に直接ご確認いただきますようお願いいたします。

また、加算の算定に当たり、利用者負担が増える場合については、事前に利用者への説明を行った上で算定を行ってください。

3 参考

利用者あて案内文(別添)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 担当:荘司 版011-211-2938 Fax 011-218-5181 E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp